

青森県果報

第二千百一十一号

平成十四年十二月十一日(水曜日)

目次

規 則

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則……………(文化観光課) ……一

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……二

生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三

右 同……………(同) ……五

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……五

保安林の指定予定……………(林政課) ……六

道路の区域の変更……………(道路課) ……六

道路の供用の開始……………(同) ……八

宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) ……九

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……九

換地処分……………(農村整備課) ……一〇

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更……………(農林水産所) ……一〇

土地改良事業施行の同意……………(同) ……一〇

右 同……………(同) ……一〇

土地改良区の役員の就任及び退任……………(農林水産所) ……一〇

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……一〇

規 則

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第七十八号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(平成八年三月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県通訳案内業法施行細則

第二条第二項中「精神病及び伝染性の疾病にかかっていないことを証する」を「精神の機能の障害の有無及び当該障害がある場合には、その程度を記載した」に改める。

第一号様式中「精神障害及び伝染性の疾病にかかっていないことを証する」を「精神

青森県告示第六百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木村守男

石岡昭	葛西徹郎	盛田真伸	菅原茂	"	石館商事株式会社	社会福祉法人岩崎村社会福祉協議会	名称	居宅介護事業者
三弘野前市八の字	の住弘前市大の字	二二三青森市堤町の四〇	一三青森市松原の七	"	二町青森市問屋の一丁目一	八崎津軽郡岩崎大字道一	主たる所在地	業の種類
"	"	"	訪問看護	"	与福祉用具貸	訪問介護	居宅介護事業所	廃止年月日
富野町内科	カサイ内科	もりたくり	菅原泌尿器科	石館商事株式会社八戸営業所	石館商事株式会社弘前営業所	社会福祉法人岩崎村社会福祉協議会	名称	居宅介護事業所
三弘野前市八の字	の住弘前市大の字	三浜青森市大字の六七	二二三青森市松原の〇	八戸市大字長苗の四七	三弘前市大字の四丁目二	八崎津軽郡岩崎大字道一	所在地	平成 三三・三三
一四・八三	二三・一一	一四・二二四	二三・九二〇	"	二三・九三			

黒川滌	佐藤仁	川守田究	田中美彦	菊池康之	江場秀夫	尾野敬八	黒川滌	医療法人華峰会	佐藤仁	山会
八二三沢市緑町の二丁目三	〇字五所川原市	の字三戸郡名川	の窪三戸郡五戸	一町賀南津村大字七	の鰐津軽郡大鰐	の出垣西津軽郡吉	八二三沢市緑町の二丁目三	丁みどり川原市	〇字五所川原市	原七の黒石市大字
"	ンリ訪問リハビ	"	"	"	"	"	"	"	"	"
黒川医院	胃腸科	胃腸科	田中医院	菊池医院	えば医院	尾野医院	黒川医院	内科胃腸科	胃腸科	院山谷内科医
の町三沢市松園	〇字五所川原市	の字三戸郡名川	の窪三戸郡五戸	一町賀南津村大字七	の鰐津軽郡大鰐	の出垣西津軽郡吉	の町三沢市松園	丁みどり川原市	〇字五所川原市	原七の黒石市大字
二三・七一	二三・二五	一四・二一	二三・五三	二三・二三	二三・二五	二三・一二	二三・七一	二三・一一	二三・二五	二三・九七

海有限 薬会 店社 鳴鳴	名久井 茂良	葛西 徹郎	玉山 公墓	盛田 真伸	住友 昭	仁財 会法 人双	社会 福社 法 人新 生会	社会 福社 法 人幸 星会	社会 福社 法 人岩 崎村 協議 会	菊池 康之
元黒石 町市一 一八八	の一八 丁戸市 目吹上 一三	の一八 丁吉前 目市大 一三五	丁浜弘 目前市 三町東 の大字 五三	二二三 一青森 の市堤 四八町 〇の	四二新 五青森 八市大 の平大 五岡字	九黒石 の市建 一石大 字大	の字上 一境北 ノ郡大 沢上浦 六北	四口館 田前沢 二町町 八大大 の字大 後字	八崎西 七字津 村軽郡 道大字 一岩	一町賀 字津軽 村郡大 元字平 七本
"	"	"	"	"	"	理居宅 指療養 導管	"	"	通所 介護	"
鳴海 薬局	医名久 院井歯 科	医カサイ 院イ内 科	ク浜の リ二町 ツ歯科 ク	二もツ リたクリ	住友 医院	生仁財 病会法 院青人 森森双 厚	スデ身 セイ上 ンサ北 ービ者 ービ者	みなみ スセイ ンサー ービ	「白寿 の郷」 セ生活 ンター福 ー社	菊池 医院
元黒石 町市一 一八八	の一八 丁戸市 目吹上 一三	の一八 丁吉前 目市大 一三五	丁浜弘 目前市 三町東 の大字 五三	三浜青 六森市 七豊大 字	四二新 五青森 八市大 の平大 五岡字	四黒石 四八山 の市大 一田字	の字上 一境北 ノ郡大 沢上浦 六北	四口館 田前沢 二町町 八大大 の字大 後字	一崎西 の字津 二村軽 の二郡 二松大 原字岩 六	一町賀 字津軽 村郡大 元字平 七本
一三 一・二	"	一三 一・一	一三 一・二 一・元	一四 一・二 一・四	一三 一・三 一・三	一三 一・三 一・三	一三 一・六 一・六	一四 一・六 一・三	一三 一・三 一・三	一三 一・三 一・三

川守 田究	田中 美彦	ツ有 ミ限会 社力	菊池 康之	詹瑞 璋	樋口 茂樹	黒川 滲	株式 会社 イテ イク ・イ	富士 光喬	レ有 ール 限会 社ク	佐藤 仁
の字町三 二堰大戸 合一郡 一三剣名 三吉川	の窪町三 二上字戸 三三三三 三冶五 三屋戸	平坂郡秋 二五山小 の字一栗 一	一町賀 字津軽 村郡大 元字平 七本	三三三 二三沢 二目市 六の桜 の町	の三三 一四沢 目市 〇の桜 町	八二二 丁沢市 目緑 三の町	六区本東 四成都三 田郷文 三の三 ル一丁京	四三三 番和田 町市東 八の	二一十 の番和 五町市 二西	〇字五 田所川 町原市 二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
胃川 腸守 科田 外科	田中 医院	剤す 薬ず 局らん 調	菊池 医院	ク岡三 リ沢三 ニ歯科 ツク	ニひづ ツククリ	黒川 医院	局竹内 調劑薬	第一 薬局	剤ひま 薬わり 局調	胃佐 腸藤 科仁 外科
の字町三 二堰大戸 合一郡 一三剣名 三吉川	の窪町三 二上字戸 三三三三 三冶五 三屋戸	六鱒鱒南 の字大津 一大大 一	一町賀 字津軽 村郡大 元字平 七本	三三三 三沢市 の七目 一	の三三 一四沢 目市 〇の桜 町	の町三 一三沢 三目市 三松園	一十二 の番和 六町市 一西	四三三 番和田 町市東 八の	二一十 の番和 五町市 二西	〇字五 田所川 町原市 二
一四 一・一	一三 一・五 一・三	一三 一・一 一・五	一三 一・三 一・三	"	一三 一・九 一・〇	一三 一・七 一・一	一四 一・三 一・三	一三 一・一 一・〇	一三 一・一 一・一	一三 一・三 一・五

社会福祉法人西寿会	西津軽郡深浦町大字轟山一八の四四	短期入所生活介護	特別養護老人ホームはまなす荘	西津軽郡深浦町大字轟山一八の四四	一三・一〇・三
-----------	------------------	----------	----------------	------------------	---------

青森県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名称	名称	
主たる所在地	所在地	
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の一の六	平成一四・三・三
	さくら荘居宅介護事業所	
	弘前市大字藤代二丁目一の一の六	

医療法人会 ルソ会	八戸市小中野二丁目九の四	医療法人会 整形外科 ルソ会本田	八戸市小中野二丁目九の四	一三・四・一
医療法人会 志会	十和田市大字相模 坂五清水七七八〇	老人保健施設 「白寿の郷」	岩崎村高嶺 者生活福祉センター	一三・一・三
社会福祉法人 岩崎村協議会	西津軽郡岩崎村 大字岩崎字田道一八七	西津軽郡岩崎村 大字岩崎字松原六一の二		一三・四・一

青森県告示第六百三十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十四年十一月八日、十五日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %		揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木 海岸24-9	東北ノーサン 商事株式会社 青森営業所 青森市問屋町 青森二丁目14番11号	ノーサン印 成鶏飼育用配 合飼料 ヘルシーセブン（C）	14.11	18.2	4.6	3.14	0.51	2.7	10.3				11.9	

伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-6	同 左	ノーサン印 ノロイラー肥 養後期用配合飼料 ノーサ ン印 種豚飼育用配 合飼料	14.11	19.4	8.8	0.94	0.61	2.9	5.0			3,230	12.1	
		ノーサン印 ノーサ ン印 種豚飼育用配 合飼料	14.11	16.4	6.0	0.83	0.71	3.0	5.2			78.1	13.1	
		ノーサン印 子豚育成用配 合飼料	14.11	16.5	5.9	0.63	0.46	2.7	3.7			80.0	13.5	
		ノーサン印 ノーサ ン印 種豚飼育用配 合飼料	14.11	17.1	5.4	1.06	0.69	3.3	5.5			2,900	12.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第六百三十五号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
北津軽郡市浦村大字十三字土佐一の八〇、一の八一、一の二九九、一の三七五
- 二 保安林指定の目的
魚つき
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

青森県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
			中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵二一の七から	前	三〇・〇〇メートルから 四六・五〇メートルまで	一一四・二〇メートル	

		3						2		1											
		県						県		県											
		道						道		道											
		八戸三沢線						弘前鰯ヶ沢線		岩崎西目屋弘前線											
五所川原市大字川山字千本一一三二の一まで		三戸郡五戸町大字上市川字前袋三の一から		三戸郡五戸町大字上市川字明神平四四の七から		三戸郡五戸町大字上市川字前袋三の一まで		三戸郡五戸町大字上市川字桜沢七七の二三から		三戸郡五戸町大字上市川字明神平四四の七まで		弘前市大字下湯口字青柳一八一の一まで		弘前市大字下湯口字青柳七七の一から		弘前市大字下湯口字青柳七七の一まで		中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵一六の一から		中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵一六の一まで	
後	前	後	前	後	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	前	後					
二四・〇〇メートルまで	一一・五〇メートルまで	三〇・〇〇メートルまで	一四・九〇メートルまで	五四・〇〇メートルまで	一四・五〇メートルまで	一四・五〇メートルまで	三一・〇〇メートルまで	一七・五〇メートルまで	二二・八〇メートルまで	一一・〇二メートルまで	二五・七〇メートルまで	一七・七〇メートルまで	六七・五〇メートルまで	四二・〇〇メートルまで	二九・五〇メートルまで	三八・〇〇メートルまで					
一〇五・〇〇メートル	一〇五・〇〇メートル	九〇〇・〇〇メートル	九〇〇・〇〇メートル	一、一八〇・〇〇メートル	一、一八〇・〇〇メートル	一、一八〇・〇〇メートル	四八〇・〇〇メートル	四八〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一九四・〇〇メートル	一九四・〇〇メートル	三、五九六・〇〇メートル	三、八一〇・〇〇メートル	三、八〇二・〇〇メートル	一一四・二〇メートル					

青森県告示第六百三十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成十四年十二月十一日
 青森県知事 木 村 守 男

5		4	
国		県	
道		道	
三三二九号		沖飯詰五所 川原線	
五所川原市大字下平井町一三〇の一六から 五所川原市大字川山字千本一一三二の一まで	五所川原市大字下平井町二四の二から 五所川原市大字沖飯詰字帯刀二四の二まで	五所川原市大字下平井町二七の二から 五所川原市大字下平井町五二まで	五所川原市大字川山字千本四四の二から 五所川原市大字川山字森内三九の二まで 五所川原市大字川山字千本四四の二から 五所川原市大字川山字森内二六九の六から 五所川原市大字川山字広野二〇〇の二まで
後	後	後	後
前	前	前	前
一三・八〇〇メートルから 一三・〇〇〇メートルまで	一七・五〇〇メートルから 一七・五〇〇メートルまで	一八・五〇〇メートルから 一八・五〇〇メートルまで	二四・〇〇〇メートルから 二四・〇〇〇メートルまで 二四・〇〇〇メートルから 二四・〇〇〇メートルまで 二五・〇〇〇メートルから 二五・〇〇〇メートルまで 二五・〇〇〇メートルから 二五・〇〇〇メートルまで
二、〇三八・五〇メートル	二、三〇五・〇〇メートル	一〇三・〇〇メートル	一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル 一二四・〇〇メートル

八戸道 三沢線	弘前道 鱒ヶ沢線	岩崎道 西目屋弘前線	中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵二二の七から 中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵一六の一まで	中津軽郡岩木町大字如来瀬字四海淵一六の一から 弘前市大字下湯口字青柳一八一の一まで	弘前市大字亀甲町五六の三から 弘前市大字亀甲町六一の八まで	三戸郡五戸町大字上市川字家ノ後一〇の二から 三戸郡五戸町大字上市川字市ノ沢五二の二まで	平成十四・一二・一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

国道 三三九号	五所川原市字下平井町一三二の一から 五所川原市字幾世森二五の三まで	一四・一〇・九
国道 二七九号	下北郡大畑町大字大畑字佐藤ヶ平国有林九六 林班は、小班から 下北郡大畑町大字大畑字佐藤ヶ平国有林九六 林班は、小班まで	一四・三・二五

青森県告示第六百三十八号

平成十四年十月三十日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の
 公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から
 申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第
 一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社緑不動産販売
 - 二 代表者の氏名 山谷清三
 - 三 主たる事務所の所在地 青森市奥野三丁目一〇番三三
 - 四 免許証番号 青森県知事（四）第二三三三三号
- （教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の
 翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して、行政不服審査法（昭和三十
 七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規
 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三
 項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロード青森
青森市緑三丁目九の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
1 協同組合サンロード青森
青森市緑三丁目九の二
代表理事 福士喬
- 2 ニュータウン商事株式会社
青森市緑三丁目九の二
代表取締役 福士喬
- 三 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗の名称及び所在地		変更前	変更後	変更年月日
	変更前	変更後			
大規模小売店舗の名称及び所在地	サンロード青森 青森市緑三丁目九の二	サンロード青森 青森市緑三丁目九の二	イオン株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	イオン株式会社 二十四時間営業	平成 一四・三・一〇
営業方法	来客が駐車場を利用する時間帯	南一駐車場 午前九時四十五分 （日曜日午前八時四十分まで）	南一駐車場 午前九時四十五分 （日曜日午前八時四十分まで）	南一駐車場 二十四時間	"

四 届出年月日

平成十四年十二月二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十二月十一日から平成十五年四月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年四月十一日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、鬼楮地区の県営土地改良事業に係る楢木工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十四年十二月十一日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土

場川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十二月十一日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	山 本 藤 義	旧住所 上北郡東北町字堤尻四一の一 新住所 上北郡東北町字堤尻四〇	平成十四・一〇・七

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、百石町に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年十一月二十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年十二月十一日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 前倉前

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、下田町に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年十一月二十八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年十二月十一日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 前蒼前

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十二月十一日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	盛 貢	西津軽郡木造町大字福原字妻元七三〇の二	平成四・二・三就任
"	成田佐太郎	車力村大字富范字敷分一五	"
"	古坂 英	柏村大字上古川字花森三九	"
"	中野 撃司	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元一四	"
"	福島 弘芳	西津軽郡木造町大字林字阿曾沼四六	"
"	佐藤 昭三	森田村大字大館字千歳一二三〇の二	"
"	野呂 良司	木造町大字亀ヶ岡字亀山三	"
"	増田 教正	字藤岡三〇の七九	"
"	渋谷 久男	大字吹原字中山一一	"
"	成田 清繁	稲垣村大字沼崎字泉水五九	"
"	藤田 隆一	大字豊川字藤見山二〇	"
"	葛西 一郎	木造町大字豊田字網代四一	"
"	傳法谷謙一	大字出野里字船川二	"
"	盛 貢	大字福原字妻元七三	一四・二・二退任

"	成田佐太郎	"	車力村大字富范字敷分一五	"
"	古坂 英	"	柏村大字上古川字花森三九	"
"	中野 撃司	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字米元一四	"	"
"	福島 弘芳	西津軽郡木造町大字林字阿曾沼四六	"	"
"	小山内音一	大字永田字松下二九	"	"
"	長内 克介	大字豊田字富久地三六の二	"	"
"	佐藤 昭三	森田村大字大館字千歳一二三〇の二	"	"
"	野呂 良司	木造町大字亀ヶ岡字亀山三	"	"
"	増田 教正	字藤岡三〇の七九	"	"
"	渋谷 久男	大字吹原字中山一一	"	"
"	成田 清繁	稲垣村大字沼崎字泉水五九	"	"
"	藤田 隆一	大字豊川字藤見山二〇	"	"

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成14年11月11日付け青監査第104号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年12月11日

青森県監査委員

片谷 敏子
橋本 健夫
回 須藤 内
回 山

監査箇所名	監査結果	措置の内容
新産業創造室	収入未済の解消に努めること。 推入において、調定手続が遅延しているものがある。	債務者から当室に連絡があった際に来庁を求め督促している。また、居所・連絡先が不明の者へまであるため、本人人及び関係者に努める。15年度は14年度よりさらに早めて財務規則第80条により4月中に調定するように努める。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭